

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規則
 - 福島県立高等学校の授業料等に関する条例に基づく知事の権限を福島県教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則
 - 福島県職員等の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 - 福島県保健師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則
 - 福島県漁港の管理に関する規則の一部を改正する規則
 - 福島県漁港の管理に関する規則の一部を改正する規則
 - 福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則
- 告示
 - 福島県と福島市との福島県営福島体育館の管理及び運営についての事務の委託に関する規約を廃止する件
- 福島県教育委員会
 - 福島県立高等学校の授業料の免除等に関する規則の一部を改正する規則

規 則

福島県立高等学校の授業料等に関する条例に基づく知事の権限を福島県教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則、福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則、福島県保健師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則、福島県漁港の管理に関する規則の一部を改正する規則、福島県漁港の管理に関する規則の一部を改正する規則及び福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

福島県規則第二十五号

福島県知事 佐藤雄平

福島県立高等学校の授業料等に関する条例に基づく知事の権限を福島県教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則

福島県立高等学校の授業料等に関する条例に基づく知事の権限を福島県教育委員会に委任する規則（昭和四十年福島県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「第二条第二項第一号及び第二号」を「第二条第四項」に、「同条第五項第四項」を「同条第五項第二項及び第四項」に、「及び第九条」を「並びに第九条」に、「第二条第二項第一号及び第二号、第五条第四項」を「第二条第四項、第五条第二項及び第四項」に改める。

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（総務課）

福島県規則第二十六号

福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和二十八年福島県規則第八十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第五号中「第五十五条」を「（平成十五年法律第百十八号）第八条第三項」に改める。

第二十条第一項中「（平成十五年法律第百十八号）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（職員業務課福利厚生室）

福島県規則第二十七号

福島県保健師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福島県保健師等修学資金貸与条例施行規則（昭和三十七年福島県規則第四百号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第四号を削る。

第二条第二項中、「福島県内に居住する者であつて」を削り、「営み、かつ」を「営む者であつて」に、「責」を「責め」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 改正後の福島県保健師等修学資金貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日前に福島県保健師等修学資金貸与条例（昭和三十七年福島県条例第九号）第二条に規定する修学資金（以下単に「修学資金」という。）の貸与を受けていない者で同日以後に新たに修学資金の貸与を受けるものについて適用し、同日前に修学資金の貸与を受けていた者については、なお従前の例による。

（地域医療課感染・看護室）

福島県規則第二十八号

福島県港湾の管理に関する規則の一部を改正する規則

福島県港湾の管理に関する規則（昭和三十二年福島県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「小名浜港及び翁島港に設置するマリナー施設並びにプレジャーボート用指定泊地」を「マリナー施設及びプレジャーボート用指定泊地（相馬港に設置するものを除く。）」に改め、「。次条及び第七条第一項において同じ。」を削り、同条第四項中「指定管理者に」を「指定管理者（相馬港に設置するプレジャーボート用指定泊地にあつては知事が定める誓約書を知事）に」に改める。

第二条の二中「知事に」を「知事（プレジャーボート用指定泊地（相馬港に設置するものを除く。）にあつては、指定管理者）に」に改める。

第二条の三第一項中「指定管理者」の下に「（相馬港に設置するプレジャーボート用指定泊地にあつては知事）」を加える。

第七条第一項中「を除く」を「にあつては、相馬港に設置するものに限る」に改め、同条第二項中「プレジャーボート用指定泊地」の下に「（相馬港に設置するものを除く。）」を加える。

附則を附則第一項とし、附則に次の二項を加える。

2 条例附則第五項の規定により知事がマリナー施設の管理を行う場合にあつては、第二条第一項中「知事（マリナー施設及びプレジャーボート用指定泊地（相馬港に設置するものを除く。）にあつては、指定管理者（条例第二条の三の二に規定する指定管理者をいう。以下同じ。））」とあるのは「知事」と、第十三条第三項中「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て」とあるのは「知事は」とする。

3 条例附則第五項の規定により知事がプレジャーボート用指定泊地（相馬港に設置するものを除く。）の管理を行う場合にあつては、第二条第一項中「知事（マリナー施設及びプレジャーボート用指定泊地（相馬港に設置するものを除く。）にあつては、指定管理者（条例第二条の三の二に規定する指定管理者をいう。以下同じ。））」とあるのは「知事」と、第二条第四項中「指定管理者が定める誓約書を指定管理者（相馬港に設置するプレジャーボート用指定泊地にあつては知事が定める誓約書を知事）」とあるのは「知事が定める誓約書を知事」と、第二条の二中「知事（プレジャーボート用指定泊地（相馬港に設置するものを除く。）にあつては、指定管理者）」とあるのは「知事」と、第二条の三第一項中「指定管理者（相馬港に設置するプレジャーボート用指定泊地にあつては知事）」とあるのは「知事」と、第七条第二項中「指定管理者」とあるのは「知事」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（港 湾 課）

福島県規則第二十九号

福島県漁港の管理に関する規則の一部を改正する規則

福島県漁港の管理に関する規則（昭和四十二年福島県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 条例附則第二項の規定により知事が指定施設の管理を行う場合にあつては、第十一条の二第一項中「指定管理者（条例第十二条の二に規定する指定管理者をいう。以下同じ。））」とあるのは「知事」と、同条第三項、第十一条の三、第十二条及び第十二条の二第二項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第十号様式の二から第十号様式の五までの様式中「福島県管理漁港施設指定管理者」とあるのは「福島県知事」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（港 湾 課）

福島県規則第三十号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項中「及び」を「、条例第五条第二項第二号及び」に改める。

第八条第一項中「第二百四十号」の下に「。以下「政令」という。」を加える。

附則に次の四項を加える。

8 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の被災者のため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号。以下「激甚法」という。）第二十二条第一項の規定（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第二十九条第一項の規定（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第二十九條第一項の規定により読み替えられた激甚法第二十二條第一項の規定を適用する場合を含む。）の適用を受けて建設する県営住宅であつて、条例別表第一の一の表の県営住宅のうち附則別表に規定するもの（以下この項及び第十一項において「復興公営住宅」という。）の入居者のうち、条例第二条第五号の収入が八万円以下の者にあつては、条例第十三条第一項の規定により、家賃の額（条例第一条第一項本文に規定する方法により算出された額をいう。）から家賃減額基礎額に政令第二条第一項各号に定める数値を乗じて得た額を控除した額に、復興公営住宅の管理を開始した日から次の表の上欄に掲げる管理期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額を免除するものとする。

管理期間	率
五年以下の場合	一

9 前項の家賃減額基礎額は、次の表の上欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

五年を超え七年以下の場合	〇・七五
七年を超え九年以下の場合	〇・五
九年を超え十年以下の場合	〇・二五

入居者の収入	額
零円の場合	一〇、六〇〇円
零円を超え四〇、〇〇〇円以下の場合	一七、九〇〇円
四〇、〇〇〇円を超え六〇、〇〇〇円以下の場合	二五、二〇〇円
六〇、〇〇〇円を超え八〇、〇〇〇円以下の場合	三二、五〇〇円

10 第十六条又は附則第八項の規定による家賃の免除については、入居者の選択により、いずれか一の規定を適用する。
 (駐車場の使用者の資格の特例)
 11 復興公営住宅の入居者に係る駐車場の使用者の資格は、第三十六条の規定にかかわらず、知事が別に定める。
 附則の次に次の附則別表を加える。
 附則別表(附則第八項関係)

名 称	位 置
福島県菅北信団地	福島市
福島県菅笹谷団地	福島市
福島県菅柴宮団地	郡山市
福島県菅富田団地	郡山市
福島県菅日和田団地	郡山市

福島県菅八山田団地	郡山市
福島県菅東原団地	郡山市
福島県菅古川町団地	会津若松市
福島県菅年真町団地	会津若松市
福島県菅湯長谷団地	いわき市
福島県菅下神白団地	いわき市

別表第二の一の表福島県菅北信団地の項中
 十七号棟の百一号室から百六号室まで、十八号棟、十九号棟の百一号室から百六号室まで
 〇・八七

十七号棟の百一号室から百六号室まで、十八号棟、十九号棟の百一号室から百六号室まで	〇・八七
二十号棟	〇・九五

六号棟、七号棟	〇・九二
---------	------

六号棟、七号棟	〇・九
八号棟、九号棟	〇・九

に改め、同表福島県菅柴宮団地の項中
 七号棟、三十八号棟、四十一号棟、四十八号棟の三号室、六号室、七号室、九号室、十号室、十四号室、十五号室、二十四号室、二十五号室、二十七号室、三十号室まで
 〇・八六

八 二

の項の次に次のように加える。

五十七号棟	七号棟、三十八号棟、四十一号棟、四十八号棟の三号室、六号室、七号室、九号室、十号室、十四号室、十五号室、二十四号室、二十五号室、二十七号室、三十一号室、三十二号室、三十四号室、三十六号室、三十八号室及び三十九号室
〇・九四	〇・八六

に改め、同表福島県営緑ヶ丘団地

一号室、三十二号室、三十四号室、三十六号室、三十八号室及び三十九号室

別表第二の一の表福島県営五月町団地の項の次に次のように加える。

福島県営富田団地	郡山市	〇・九三
福島県営日和田団地	郡山市	〇・八九
福島県営八山田団地	郡山市	〇・九三
福島県営東原団地	郡山市	〇・九一

別表第二の一の表福島県営湯長谷団地の項中

二十一号棟から二十三号棟まで	〇・八
----------------	-----

六

を

二十一号棟から二十三号棟まで	〇・八六
二十四号棟	〇・九二

に改める。

別表第二の一の表に次のように加える。

福島県営下神白団地

いわき市

〇・八四

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二条の二第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

(建築住宅課)

告 示

福島県告示第九十号

福島県と福島市との福島県営福島体育館の管理及び運営についての事務の委託に関する規約(昭和四十九年福島県告示第三百九号)は、平成二十六年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十六年三月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平
(スポーツ課)

福島県教育委員会

福島県立高等学校の授業料の免除等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第三号

福島県立高等学校の授業料の免除等に関する規則の一部を改正する規則

福島県立高等学校の授業料の免除等に関する規則(昭和四十年福島県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「授業料」の下に「及び受講料」を加え、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 学費負担者が生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)による保護を受けて

いる場合又は受けるに至つた場合（いわき海星高等学校専攻科に在学する者を除く。）

第五条第一項中「までに」を「まで（免除を受けようとする月の二十三日以降に県立高等学校以外の高等学校から転入学をした者にあつては、その転入学の日から五日以内）」に、受講料にあつては受講料免除申請書（第三号様式の二）を免除を受けようとする年度の四月の末日（年度中途に入学（転入学を含む。）をした者にあつては、入学の日の属する月の末日）までに」に改め、同条第二項中「授業料免除申請書」の下に「及び受講料免除申請書」を加え、「次に」を「第一号及び第二号に掲げる書類、同項第二号に該当する者にあつては次に」に、「同項第二号」を「同項第三号」に改め、同項第二号中「同条第二項第一号」の下に「若しくは第二号」を加える。
第七条の見出し中「授業料」の下に「又は受講料」を加え、同条中「授業料の」を「授業料又は受講料の」に、「授業料免除事由消滅届」を「授業料（受講料）免除事由消滅届」に改める。
第八条の見出し中「授業料」の下に「又は受講料」を加え、同条第一項中「授業料」の下に「若しくは受講料」を加え、同条第二項中「により授業料」の下に「若しくは受講料」を、「当該授業料」の下に「又は受講料」を加える。
第九条の見出し中「授業料」を「授業料等」に加える。
第三号様式の次に次の様式を加える。

第 3 号 様 式 の 2 （ 第 5 条 関 係 ）

受 講 料 免 除 申 請 書

福 島 県 立 高 等 学 校 長
年 月 日
学 年 組
生 徒 住 所 氏 名
保 護 者 住 所 氏 名
生 徒 と の 続 柄 氏 名

下 記 1 の 事 由 に よ り 、 下 記 2 の 受 講 料 の 納 入 が 困 難 で す の で 、 免 除 し て く だ さ い 。

記

1 免 除 申 請 の 事 由

2 免 除 を 希 望 す る 受 講 料 年 度 （ 科 目 分 円 ）

第五号様式中「授業料免除事由消滅届」を「授業料(受講料)免除事由消滅届」に「について」を「(受講料)について」に改め、同様式に注として次のように加える。
注 授業料(受講料)の箇所は、該当しないものを抹消すること。

附 則

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県立高等学校の授業料の免除等に関する規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(財 務 課)